

# 福岡県公報

令和 6 年 3 月 26 日  
第 482 号

## 目 次

### 告 示 (第168号 - 第180号)

- 福岡県の特産工芸品の指定 (観光政策課) ..... 1
- 令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の公表 (水産振興課) ..... 2
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4

### 公 告

- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 5
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ..... 5

### 選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (行財政支援課) ..... 6

- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (行財政支援課) ..... 6
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) ..... 6

### 公安委員会

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 3 条第 1 項第 4 号の規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本部生活保安課) ..... 7
- 福岡県風俗案内業の規制に関する条例第12条第 1 号ニの規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定 (警察本郡生活保安課) ..... 7
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ..... 8

### 警察本部

- 地方公務員法第28条第 1 項第 3 号による処分 (警察本部警務課) ..... 10

## 告 示

### 福岡県告示第168号

福岡県の特産工芸品を次のように指定したので告示する。

令和 6 年 3 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

名 称	高取焼
伝統的な技術又は技法	(1) 土づくりは、原土を砕き水で漉し、細かい粒子状の陶土を生成すること。 (2) 成形は、ろくろ成形、たたら成形、型作り成形又は手捏ね成形によること。 (3) 模様付けをする場合には、「薄造り」、「前押」、「面取」、「綴じ目」、「透かし彫り」又は「櫛目」によること。

	(4) 施釉は、「掛け分け」、「流し掛け」又は「浸し掛け」とすること。この場合において、釉薬は、「堇灰釉」、「土灰釉」、「長石釉」、「鉄釉」を主体とし、調合したものとすること。
伝統的に使用されてきた原材料	使用する陶土は、福岡県内（七隈、小石原、直方）で採取したもの又はこれらと同等の材質を有するものとすること。
製造される地域	朝倉郡東峰村、福岡市、直方市、筑紫野市、田川郡添田町

**福岡県告示第169号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、するめいか及びくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
するめいか	現行水準	福岡県するめいか知事管理区分	現行水準
くろまぐろ（小型魚）	10.8 t	福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	10.8 t
くろまぐろ（大型魚）	7.9 t	福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	7.9 t

**福岡県告示第170号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年3月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所

- 京都郡苅田町大字山口字音ヶ谷1064の1、字横尾1116の5
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第171号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和6年3月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
糟屋郡篠栗町大字金出字陣ヶ田尾3244の39（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備  
(3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
糟屋郡篠栗町大字金出字陣ヶ田尾3244の39（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健  
(3) 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第172号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 6 年 3 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1(1) 解除予定保安林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字金出字陣ヶ田尾3244の1・3244の39（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字金出字陣ヶ田尾3244の1・3244の39（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第173号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1902号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 3 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平尾3丁目-1	福岡市中央区平尾三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第174号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1903号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 3 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平尾3丁目-1	福岡市中央区平尾三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第175号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 6 年 3 月 26 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

平尾3丁目-1	福岡市中央区平尾三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
---------	-----------------------------	---------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（令和3年8月福岡県告示第759号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年3月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
老司4丁目	福岡市南区老司四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（令和3年8月福岡県告示第760号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年3月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
老司4丁目	福岡市南区老司四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年3月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
老司4丁目	福岡市南区老司四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年3月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
老司4丁目	福岡市南区老司四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道	道	寒 田 下別府 線	前	築上郡築上町大字本庄1831番6先から 築上郡築上町大字本庄1467番1先まで	9.8 ～ 20.0	797.4
			後	築上郡築上町大字本庄1831番6先から 築上郡築上町大字本庄1467番1先まで	9.8 ～ 20.0	797.4

## 公 告

### 公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和6年3月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県 営 土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（夏吉地区）	令和4年2月4日
農業用ため池整備事業（長安寺原地区）	令和4年6月21日
農業用ため池整備事業（影堤地区）	令和4年10月3日
農業用ため池整備事業（中町地区）	令和5年2月10日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和6年3月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字山ノ上11番2及び11番5並びに小郡字堂ノ前1427番1、1427番3から1427番6まで、1436番1及び1436番4から1436番8まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県倉敷市笹沖487番地1

株式会社大建地所N X

代表取締役 佐山 公明

### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 処分を受けた事業者

#### (1) 名称

株式会社シーエスサービス

#### (2) 所在地

山口県防府市大字台道字後地1562番1

#### (3) 代表者

代表取締役 中村 義生

### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

### 3 処分の年月日

令和6年3月7日

#### 4 処分の理由

株式会社シーエスサービスは、令和6年2月20日午後5時、山口地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和6年3月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

84,254

#### 福岡県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和6年3月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

626,588

#### 福岡県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和6年3月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	26,339
北九州市小倉北区	50,008
北九州市小倉南区	57,347
北九州市若松区	22,100
北九州市八幡東区	17,902
北九州市八幡西区	68,672
北九州市戸畑区	15,674
福岡市東区	86,980
福岡市博多区	67,764
福岡市中央区	56,416
福岡市南区	72,945
福岡市城南区	35,031
福岡市早良区	60,345
福岡市西区	56,715
大牟田市	30,499
久留米市・うきは市	90,173
直方市	15,330
飯塚市・嘉穂郡	38,363

田川市	12,533
柳川市	17,583
八女市・八女郡	22,145
筑後市	13,418
大川市・三潞郡	12,819
行橋市	20,100
中間市	11,291
小郡市・三井郡	20,382
筑紫野市	29,199
春日市	30,431
大野城市	27,768
宗像市	26,715
太宰府市	19,674
古賀市	16,106
福津市	18,283
宮若市・鞍手郡	13,638
嘉麻市	10,020
朝倉市・朝倉郡	22,977
みやま市	9,977
糸島市	28,277
那珂川市	13,410
糟屋郡	62,400
遠賀郡	25,474
田川郡	20,294
京都郡	15,344

築上郡・豊前市

15,388

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第58号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第3条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 26 日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
令和 6 年 5 月 4 日 ～ 令和 6 年 5 月 5 日	福岡市の全地域
令和 6 年 7 月 2 日 ～ 令和 6 年 7 月 16 日	
令和 6 年 7 月 20 日 ～ 令和 6 年 7 月 22 日	北九州市の全地域
令和 6 年 7 月 27 日 ～ 令和 6 年 7 月 29 日	
令和 6 年 8 月 3 日 ～ 令和 6 年 8 月 5 日	
令和 6 年 8 月 4 日 ～ 令和 6 年 8 月 6 日	久留米市の全地域

### 福岡県公安委員会告示第59号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）第12条第1号ニの規定に基づき、同号ニの日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

令和 6 年 3 月 26 日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
令和 6 年 5 月 4 日 ～ 令和 6 年 5 月 5 日	福岡市の全地域
令和 6 年 7 月 2 日 ～ 令和 6 年 7 月 16 日	
令和 6 年 7 月 20 日 ～ 令和 6 年 7 月 22 日	北九州市の全地域

令和6年7月27日 ~ 令和6年7月29日	久留米市の全地域
令和6年8月3日 ~ 令和6年8月5日	
令和6年8月4日 ~ 令和6年8月6日	

**福岡県公安委員会告示第63号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和6年3月26日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和6年5月9日（木）から同年5月17日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和6年5月14日（火）から同年5月17日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習  
36名
- (2) 追加取得講習  
10名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後

- 、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習  
受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者
- 5 受講申込手続等
- (1) 事前（電話）受付期間
- ア 受付日  
令和6年4月8日（月）及び同年4月9日（火）
- イ 受付時間  
午前9時00分から午後4時00分までの間
- (2) 受付場所  
北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
- ア 新規取得講習
- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通  
※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者  
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
- b イに該当する者  
合格証明書（1級）の写し
- c ウに該当する者  
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

- d エに該当する者  
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
- e オに該当する者  
旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- イ 追加取得講習
- (ア) 5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- ア 新規取得講習  
47,000円
- イ 追加取得講習  
23,000円
- ※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
- (5) 申込方法等
- ア 受講を希望する者は、まず5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
- ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以

内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

#### 6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。  
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

## 警察本部

### 福岡県警察本部告示第17号

福岡県警部補 東郷 武文

上記の者に対する処分説明書は、本人が所在不明のため交付することができないから、福岡県警察職員の分限に関する条例（昭和29年福岡県条例第42号）第6条第5項の規定により下記のとおり処分の内容を公告する。

令和6年3月26日

福岡県警察本部長 岩下 剛

記

地方公務員法第28条第1項第3号により免職する。

令和6年3月13日

福岡県警察本部長

警視監 岩下 剛